

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
規 則	
○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）	9
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	9
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター）	10
○水防管理団体の指定……………（防災消防課）	11
○土地改良法による国営換地処分……………（農業施設管理課）	11
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	11
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	12
○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課）	12
○建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課）	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	13
道監査委員公表	
○監査公表第11号……………	13
○監査公表第12号……………	14
道警察北見方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
規 則	
北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年11月11日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第102号 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

第1条の3に次の1号を加える。

（5） 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第1条の3の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年11月11日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第103号
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則
北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
第49条の7第1項第8号中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項の規定に基づく」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号の下欄に掲げる」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次項に定めるものを除き、この規則による改正後の北海道税条例施行規則第49条の7第1項第8号の規定は、平成20年10月1日以後の同号に規定する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条第2号の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項の規定に基づく資金の貸付けを受けてこの規則による改正前の北海道税条例施行規則第49条の7第1項第8号に

規定する施設を取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第710号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 132台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成21年2月13日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の日時等

(1) 入札開始日時 平成20年12月5日（金）午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成20年12月9日（火）午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年12月8日

（月）まで必着とする。

(3) 開札場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開札予定日時 平成20年12月10日（水）午後3時

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 10台

イ 予定時期 平成21年1月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年1月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 入札参加申請書の提出

(1) 提出の時期 電子による場合は、平成20年11月11日から11月28日までのうち、開庁日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後11時まで。ただし、平成20年11月11日は午前9時から11月28日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成20年11月11日から11月28日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、平成20年11月28日は午後3時

まで。
紙による送付の場合は郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年11月27日必着とする。

(2) 提出場所 電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター

10 その他
平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 - (2) 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電話番号 011－204－5076

11 Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 132
B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., December 10, 2008
(Mailed bids must arrive no later than December 8, 2008.)
C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第711号
昭和55年北海道告示第2186号（水防管理団体の指定）の全部を次のように改正する。
平成20年11月11日
北海道知事 高 橋 はるみ

指定水防管理団体
札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町 小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 旭川市 士別市 名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当

麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町 稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町 室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

北海道告示第712号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、南幌町中樹林地区の換地処分をした。
平成20年11月11日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第713号
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。
平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ			
地区名	事業の種類	完了年月日	
新星	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理)	平成18.12. 8	
同	同 (暗きょ排水、土層改良)	同 19.10.30	
豊丘	中山間地域総合整備 (区画整理)	同 19.12.10	
同	同 (暗きょ排水)	同 18.11.20	

北海道告示第714号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成20年11月11日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町浜中東104・107（以上 2 筆について次の図

に示す部分に限る。)

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第715号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 夕張郡栗山町字桜山541の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）、502・514の1・517の1・518（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第672号のとおりである。

平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

函館市御崎町197所在の森林について抵当権を有する 阿 部 寅四郎

北海道告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を名寄市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第667号のとおりである。

平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

名寄市風連町字池の上172、173所在の森林について所有権を有する 佐 藤 俊 男
名寄市風連町字池の上223の1、223の3所在の森林について所有権を有する

村 瀬 一 英

名寄市風連町字池の上224の1所在の森林について所有権を有する 渡 辺 敏 雄
名寄市風連町字池の上234の1、234の3、235の1所在の森林について所有権を有する

大久保 征 夫

名寄市風連町字池の上236の1、236の3、236の4所在の森林について所有権を有する
古 内 伸 一

北海道告示第718号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 処 分 を し た 年 月 日 平成20年10月10日

2 処 分 を 受 け た 者

(1) 商号及び代表者の氏名 有限会社丸尾工務店 丸尾 隆宏

(2) 主たる営業所の所在地 北見市緑ヶ丘6丁目4番5号

(3) 建設業の許可の番号 (般-18) 網第2515号

3 処 分 の 内 容 許可の取消し

4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉 1 丁目 3 （Ⅰ－1－236－773）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉 1 丁目 4 （Ⅰ－1－237－774）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉 2 丁目 3 （Ⅰ－1－240－777）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉 2 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉 2 丁目 4 （Ⅰ－1－241－778）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉 2 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽朝里川温泉 1 丁目 5 （Ⅰ－1－243－780）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉 1 丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
朝里温泉スキー場沢川（Ⅱ－11－0230）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市朝里川温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道小樽土木現業所及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成17年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により平成20年10月24日付けで知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年11月11日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第12号

平成20年9月9日公表の監査結果に係る勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、北海道公安委員会委員長から次のとおり措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年11月11日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

道警察北見方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年11月11日

北海道警察北見方面本部長 熊 谷 一 郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北見交通管制センター上位系中央装置 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成20年10月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 三菱UFJリース株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 4 落札金額
2,216,550円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年9月16日付け北海道警察北見方面本部告示第36号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課
(2) 所在地 郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号
電話番号 0157-24-0110 内線 2232